

第 1 1 1 号議案

工事請負契約の変更について

相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものとする。

令和6年11月29日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

記

- 1 契約金額 【変更後】 234,856,600円
(内消費税及び地方消費税額 21,350,600円)
【変更前】 229,900,000円
(内消費税及び地方消費税額 20,900,000円)
- 2 契約の方法 随意契約

理 由

相島小学校校舎及び体育館屋上防水・外壁改修工事に係る工事請負契約について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年新宮町条例第4号)第2条の規定により町議会の議決を求めるものである。

(参考資料)

(1) 変更理由

体育館棟外壁のアスベスト除去において吹付下地を撤去したところ、躯体のコンクリートが想定よりも劣化していることが判明したため、劣化部分を補修した上で下地を吹き付ける必要が生じたこと及び渡り廊下の腰壁の劣化状況がひどく、作業の際に破損する恐れがあることから塗装処理から取替に変更するために工事費を増額するものです。

(2) 契約の概要

契約の相手方

福岡市博多区石城町12番5号ウインクス石城町

占部建設株式会社

代表取締役 占部 歓久